

平成 23 年度第 2 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 平成 23 年度入札契約執行状況 (平成 23 年 6 月末)
 - (2) 談合情報への対応状況
 - (3) 最低制限価格等の同価落札の状況
- 3 審議
 - 平成 23 年度北海道入札監視委員会現地調査結果
- 4 閉会

平成23年度 第2回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委 員	赤 淵 由紀彦
委 員	伊勢田 和 幸
委 員	大 野 由 夏
委 員	蟹 江 俊 仁
委 員	柴 口 幹 男
委 員	吉 岡 征 雄

五十音順、敬称略

関係各部署出席者

所 属 名	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	事業調整課長	市 川 隆 司
"	主 幹	長 内 司
"	主 査	渡 部 範 彦
水産林務部総務課	主 幹	石 本 雄 一
"	主 査	川 瀬 正 博
建設部建設管理局建設情報課	建設情報課長	石 原 敏 夫
"	主 幹	南 部 泰 藏
"	主 幹	玉 田 学
"	主 査	平 館 孝 浩
建設部建築局計画管理課	計画管理課長	山 崎 雄 二
"	主 幹	小 谷 修
"	主 査	木 村 剛
出納局総務課	主 幹	原 田 隆 之
"	主 査	阿 保 恵 一

事務局

所 属 名	職	氏名
総務部行政改革局	局 長	出 町 祐 二
総務部行政改革局行政改革課	課 長	朝 倉 浩 司
"	主 幹	川 崎 昭 博
"	主 査	高 道 智

平成23年度第2回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

若干、時間が早いのですが、委員が揃いましたので、只今から、平成23年度第2回目北海道入札監視委員会を開催します。

なお、本日の委員会は、委員全員が参加しておりますので、北海道入札監視委員会設置要綱第4の2に規定する開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、吉岡委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 報告事項

(1) 平成23年度入札契約執行状況(平成23年6月末)

(委員長)

おはようございます。それでは会議次第に従って進めていきたいと思っております。まず始めに、報告事項の(1)の「平成23年度入札契約執行状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

報告事項に入る前に事務局から、配布資料について、説明させていただきます。資料で平成23年度第2回北海道入札監視委員会次第において、配布資料が記載されています。

そこで示されています、資料、 、 、 について各自に配布しています。

なお、下の方の注釈にありますが、資料の と と については、大冊につき、資料の については、取扱注意事項が含まれているため、委員のみ配布しています。

また、 の資料については、本委員会終了後、回収させて頂いておりますので、ご了解下さい。

それでは、資料1-1の「平成23年度入札契約執行状況(平成23年6月末)」に基づき、本年度第1四半期の入札契約の執行状況について、報告させていただきます。

資料の1ページ目、1点目の項目「発注3部関係の工事における一般競争入札の実施状況」です。平成22年度年間で80.0%の実施率でしたが、第1四半期末現在では81.3%となり、「1.3ポイント」上昇しております。

2点目の項目「発注部門別落札率の状況」です。工事部門については、発注3部関係分について、平成22年度年間分の落札率「93.4%」に対し、0.2ポイント下降している状況になっています。

発注3部以外のその他部門を加えた全体計でも、平成22年度年間分の落札率「93.2%」に対し、同様に0.2%ポイント下降しています。

続きまして2ページ目の委託部門について説明します。平成22年度・23年度の発注3部の落札率は「92.1%」と同数値となっています。

その他部門を含む全体計ともに前年度「92.1%」に対して、本年度は「92.0%」で、0.1ポイント下降しています。

次に3点目の項目「入札方式別落札率」の状況です。

一般競争入札における落札率は、平成22年度（年間）に比べ、0.1ポイント下降、指名競争入札における落札率は、0.5ポイント下降しています。

また、指名競争入札と一般競争入札を比較した場合、指名競争入札が高い状況となっているが、平成22年度年間0.8ポイントの差から0.4ポイントとその差が縮まっている。

3ページ目では、発注3部における部門別入札・契約実績です。

続いて4ページ、5ページは、発注機関ごとの工事及び委託の入札契約実績です。

平成23年度については、第1四半期末現在、随意契約も含め、工事では857件、委託業務では1,701件を発注したところです。以上です。

（委員長）

今の説明について、意見・説明等ありませんか。

（委員）

ひとつ、よろしいですか。資料の2ページ目の北海道警察の委託の落札率について、平成22年度は相対的には高めに推移していたが、平成23年度には他の部門に比べても落札率が低い状況にあります。これには、制度的な変化があったのか、特殊な業務を発注しているのか、理由がお分かりであれば教えて下さい。

（事務局）

現在、事務局で把握している部分は、資料5ページ目の「平成23年度発注機関別入札・契約実績」の委託の表の下の方に北海道警察の委託が1件で79.1%となっています。内容につきましては、道警本部で16百万円では警察署庁舎などの建築設計を行っていますが、落札率79.1%につきましては、この入札を行い、落札率は参加した業者の競争の結果として考えています。

（委員）

今の話では、発注件数が1件しかないということと、もうひとつは、この建築設計業務のように入札した結果、8割を切る場合、最低制限価格制度というもので調査が入るのではないのでしょうか。

（事務局）

現在、事務局側の把握しているものは、先ほど述べた部分のみです。すいませんが、事務局から北海道警察に照会の上、次回に回答したいと思います。

(委員長)

これについて、よろしいですか。

(委員)

はい。

(2) 談合情報への対応状況

(委員長)

他にございませんか。

それでは、報告事項の2番目、「談合情報対応状況」について事務局から説明願います。

(事務局)

談合情報対応状況について、説明する前に、談合情報における対応手続きについて、ご説明させていただきます。

配布資料5の5ページ以降に「談合情報対応手続」に係る関係規程が添付されています。道では、これに基づき、談合情報に対する対応手続きを進めています。

大まかな流れとしては、規程の第1-1-(1)において談合情報が入り、情報提供者の身元、談合情報の内容を記録し、契約を所管する機関、支出負担行為担当者に報告することとしています。

第1-1-(2)において、報告を受けた支出負担行為担当者が、調査の必要性を判断し、「談合情報報告書」を作成し、内部の公正入札調査委員会や総務部等へ報告する。

次のページで、第1-1-(6)と(7)において、談合情報の内容によっては、入札前に間に合う状態だと、各業者を呼んで、入札執行者の方から事情聴取する。事情聴取した結果、談合の事実があるか否かを確認した上で、入札を執行するかどうか公正入札調査委員会で審議し、事実確認を行います。

第1-1-(11)において、実際に入札を執行し、談合情報のどおり業者が落札した場合、あるいは疑わしい場合は、工事内訳書を取り、数字等のチェックを行う。類似性がないか、或いは同じようなミスがなかいかなどを確認して、再度事情聴取を行います。

その後、公正入札調査委員会で談合事実の認否について審議する。その審議の結果、談合事実があると認める場合は「入札無効」、談合の疑いが強いと認められる場合は「入札執行の取りやめ」、談合の事実が確認できない場合は「入札結果に基づき落札決定」することとなっています。

第1-1-(12)において、談合情報に係る一連の対応が終了したときに、談合情報対応経過記録書等を作成し、公正入札調査委員会へ報告し、その後で総務部等へ送付する。

このような流れで手続きを進めているところです。

それでは、資料2-1の「談合情報対応状況」に基づき、本年度に対応手続きを行った案件について、報告をさせていただきます。

上川総合振興局と建設部発注2件の発注案件に対し、情報があつたものです。

1ページ目の 番の上川総合振興局調整課の案件は、業務内容が排水路に係る調査設計

業務であり、当初、指名競争入札により10者を指名し、6月22日に入札を予定していたところです。

その入札日の前日に書面により談合情報が届きまして、その内容は「上川・業務番号・業者名」であり、落札予定者ではないかなどの情報がありました

上川総合振興局では、指名した業者10者に聞き取り調査を行った結果、「談合の事実は確認できなかった」が、入札執行を延期し、そして、当初の指名業者10者から、更に10者を追加指名した上で、新たに入札を執行した。

その結果、談合情報のあった落札予定者と違う者が落札対象者となったことから、その者を落札者とし、契約を締結しました。

次に 番の建設部の工事1件の案件です。本件の業務内容は、高校庁舎の解体工事であり、制限付き一般競争入札の手続きを進め、入札参加申請のあった10者による入札を7月5日に実施する予定でいたところです。

6月18日と20日にメールにて談合情報が寄せられ、その内容は入札参加申請者が落札予定者として特定されている内容のものでした。

建設部において、業者10者に聞き取り調査を行い、その結果、談合の事実は確認できなかった。そして、入札を中止し、当初の工事を2つに分割し、新たに制限付き一般競争入札の総合評価方式で実施した。

再募集の結果、両工事とも、当初応募者10者のうち2者が未応募で、また、残り8者のうち、1者は当初、共同企業体参加から単体参加へ、もう1者は当初、単体参加から共同企業体での参加となり、結果、8者による入札参加状況となった。

入札を執行した結果、両工事とも、談合情報のあった落札予定者と違う者が落札候補者となったことから、その者を落札者とし、契約を締結したところです。

談合情報対応状況については、以上です。

（委員長）

今の手続きを含めて質問あればお願いします。

（委員）

今の一番の上川総合振興局で手紙の中に「メモを拾った」とあるが、そのメモはあるのでしょうか。また「3019」というものは、入札の何か関連の番号でしょうか。

（農政部）

農政部から回答します。この情報について、資料にありますようなメモそのものを添付された事実については把握していません。また、「3019」という数字については、上川総合振興局の業務番号でございます。

（委員）

2件目の方で、どうして2工区に分割したのかということです。前者のようにプラスアルファで業者を追加する方法もあると思うのですが、あえて工区を分けるということは、一般論として分けた方が経費が高くなり、作業効率も悪くなりそうに思うのですが、どうして分けたのか背景を教えて欲しい。

（建設部）

建設部建築局情報管理課の者ですが、工区を分けた理由としては競争性を確保したい。ひとつ大きな工事ですと、資格要件は一定規模のある会社、あるいはその工事の実績の持つ会社しか資格要件として認められませんが、工区を分けることによって、規模の小さな

会社とかも、参入できるように競争性を高めようということから、工区を分けしました。

(委員)

業者数を増やそうとする観点からですか。

(建設部)

そうです。工区を分けて経費を高くするという意味ではなくて、参加できる業者数を増やすための・・・地域性では、上川・留萌・宗谷ということでしたから、A等級の業者数だけでは一定程度限られているので、もっと小さなB等級の業者の皆さんにも参加が出来るように、競争性を高めるために2つの工区に分けたということです。

(委員)

その結果、思惑どおり、小さな会社も参加したのでしょうか。

(建設部)

いいえ、結果としては、当初10者参加のものが、2者ほど参加を取りやめて、結果として8者となり、思惑どおりとはならなかったのですが・・・

(委員)

逆に大きな規模の会社については排除したのですか。

(建設部)

いいえ、資格要件で上位は省きません。下位の者が参加できるように設定を広げさせて頂いたところです。

(委員長)

はい、他にはありませんか。

(委員)

最初の上川総合振興局では、当初10者に10者追加して計20者で入札を行ったということで、最終的には談合情報ではない別のところが落札したということになっていますが、この落札した企業は当初のグループ、つまり、当初の10者に中に含まれたいたところなのか、追加されて入ってきた10者のところなのか。その辺を分かたら教えて欲しい。

(農政部)

当初の方の指名業者の中に入っていた業者が落札されております。

(委員)

それでは伺いますが、私、この委員会が初めてですから、今までも議論があったのかどうかも分かりませんが、この業者を増やすという進め方、果たして効果としてどうなるだろうと。つまり、談合情報については、指摘された情報の内容とは異なっている、あるいは情報が不正確である、事実ではないと調査結果で判明されたのであれば、また、色々調べた結果、「ないと判断した」と言って尚かつ業者を追加して入札を行う意味ってあるのかどうか。参加する企業が増やせば何か薄まると考えるのか。公正性とは余り関係がないような気がします。つまり、調査がきちんに行われていればという前提ですが、この件について議論があったと思いますが考え方について教えて下さい。

(委員長)

この件については、「ない」という言い方が正しいかどうかだが、逆に「あるとは言えな

い」というのが正しい言い方で、あるとは言えない・・・では、そうすると、最初の10者よりも20者に増やした方が良いでは・・・。

仮に10者で談合が行われていれば、更に10者増やしたことによって、黒白とした談合情報どおりの枠組がくずれるだろうという想定で10者を追加していると思う。増やして新しい業者を入れることは、談合防止の方策のひとつとして考えられたということだと思うが、事務局ではどうでしょうか。

(事務局)

調査の結果と致しましても、「なかった」という証明について中々難しいものですから、「談合の事実が確認できなかった」という結果を踏まえて、業者の数を増やすという方法を取りました。

(委員長)

この調査内容が十分なものなのかという議論も昨年であり、課題となるものではあるが、一方、妙案、代案となるものがないのが現状という話でした。

他に質問ありませんか。よろしいですか。

(3) 最低制限価格等に係る同価落札状況

(委員長)

それでは、報告事項の3番目、「最低制限価格等の同額落札状況」について、建設部から説明願います。

(建設部)

建設部建設情報課ですが、資料3から私の方から説明させていただきます。座って話します。

資料3、まず、結果は最後の7～8ページについていますが、まず1ページ目から目的及び状況について、お話しさせていただきます。

まず、調査した目的ですが、全道的に入札における競争が激しくなっていることを踏まえ、落札額が最低制限価格等と同価、あるいは、最低制限価格等から千円以内で落札した工事件数について把握するという事で、調査しています。

対象は、農政部、水産林務部、建設部、いわゆる発注3部の予定価格250万円以上の工事で、対象期間は平成21～22年度とし、対象機関は、記載しているとおりで、目的を踏まえ調査をしました

調査の結果の概要について説明させていただきます。最低制限価格の同価で、同じ金額で落札した工事件数については、表の一番下の記載のとおり、平成21年度で234件でした。これは全体の工事件数では7ページの表に書いていますが、5,390件に対して234件が同価落札しています。それが4.3%です。

平成22年度で工事件数は若干減っていますが、5,112件に対して475件ということで9.3%となり、契約件数に占める割合の推移としては、4.3%から9.3%に5.0ポイント増加しています。ということで書いております。

ちなみに、最低制限価格から千円以内に落札している部分も調べておりますので、その結果は、7ページに書かせて貰っていますが、結果だけを報告しますと平成21年度では308件、平成22年度では563件で同様に増加している状況にあります。という結果になっております。

平成22年度における工事種類別の状況については、7ページのとおり、一般土木、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、塗装工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事において、同価の落札が見られましたということで、調査の結果についてここで書かせてもらいました。

次に2ページ目以降ですが、入札金額というのは、受注しようとする業者が様々な状況を考慮して入札金額を決めていると思っています。例えば、企業の経営状況などを考えて入札の金額を決めると思うのですが、ただ、発注者側として、同価で落札が生じる背景として、こういった要因があると思われるものを列挙させて頂きました。

その1つ目として、前回の入札監視委員会でもお話させて頂きましたが、建設投資額の推移でございます。

建設投資額とは公共投資額と民間投資額を合わせたものを言っていますが、平成5年度が4兆8,486億円のピークに対し、平成22年度では、2兆6,079億円とピーク時に比べて約42%に減少しています。

もうひとつの面としては、建設業の許可業者数ですが、平成11年度がピークでして、その許可業者数が2万6,076社あったのが、平成22年度では、2万1,518社とピーク時の約83%、逆に言いますと17ポイントほどしか減っていないということで、予算額が半分以下になっているのですが、建設業者の数が17ポイントほどの減少していない状況で、供給過多の状態にあるということを書きました。

次に2番目の「工事価格の積算と入札参加者の見積について」ですが、道では入札に係る予定価格を決めておまして、その予定価格を算出するに当たって、表に基づいてお話しすると、積算情報、工事概要一覧、次のページにある工事費総括表の記載内容を埋めて、予定価格を決めております。

では、入札金額を決める建設業者等については、「見積用参考資料」ということで、その記載内容に書いてあるが、例えば、積算情報であれば、設計者名を空白する。その部分については空白になっていますが、それ以外の情報はオープンになっていますという形になっています。

ですから、工事概要一覧は全てオープンですし、工事費内訳書は、単価・金額欄等については空白ですが、それ以外については入札に参加する業者の方には、オープンの形となっています。

それから、今回調査したのが、最低制限価格でございますので、最低制限価格の基準については、道の関連通達を含め道のホームページにより公表している状況になっています。

では次、3ページの「工事積算基準の公表について」ですが、この表のとおり、積算要領及び積算基準については、各部等において公表しております。

それから、先ほど申しあげました工事費内訳書は単価・金額欄等については、空白になっていますということでしたが、設計資材単価の公表状況ということで書かせて頂いておりますが、公共工事設計労務単価については、国土交通省において公表されております。

次に刊行物単価というのは、建設物価調査会それから経済調査会等で出している物価資料に掲載されている単価で、そのまま用いているものは、刊行物として売っておりますのでそちらの方を使います。

また、一般に公表されているJRの運賃や電気料金などについては、一般的にオープンになっていることでございます。

あと、道として各部の調査で決めている単価がございますが、これも公表しています。それから、各振興局で地方資材単価を決めています。これも公表している。

基本的には概ね、情報が公表している状況にあるというのが、(1)の工事積算基準等の公表についてであります。

次に(2)の積算システムについて 実は、建設業者の方も入札金額を積算するに当たって、積算システムが民間において開発そして販売されております。

ここで、平成18年度に財団法人経済調査会が、積算ソフトの利用状況についての結果を書いているのですが、これは平成18年度では相当前だと思われるかと思いますが、この調査は18年度以降、この調査を実施していないことから、この調査が近々のものだとお考え下さい。

この結果については、記載のとおり約7割の業者が市販の積算ソフトを使用していることがございます。

とういうことで、発注側から、かなりの情報の公表している。受注者側からも積算ソフトを利用して積算能力が向上しているともと考えております。

次に公文書の開示請求です。

これは、平成21～22年度の表がございますが、非常に数が増えてきている状況にあります。これは、北海道の情報公開条例に基づきまして予定価格算出用の設計書の開示を求めるといった公文書開示請求が多くなってきている。

要するに、入札金額を算定するにあたって、疑問等があった場合は、こういう形で関係するところに情報を求めてきている状況にあります。ということで(3)に書いてあります。

次に3の同価落札の傾向についてですが、2点ほど挙げさせてもらっていますが、1点は、同価落札が多い工種として、先ほど1ページでもお話ししたように多かったケースとしては、2点、塗装工事と鋼橋上部工事を取り上げさせて頂きました。

塗装工事というよりも区画線といった道路に白いラインを引くものですが、この文書の中にも書いていますが、工種内容が非常に定型的なもので積算が比較的容易であるため、この最低制限価格の同価での落札が多くなってきている傾向がございます。

これは工種内容が定型的で積算が比較的容易だというふうに思っています。

もう1点の方は鋼橋上部工事、ただし、これは工場製作で見られるケースですが、これはどういうケースかというと、実は橋の桁の方の工事というのは専門性が非常に高いことから、施工業者がとても限られているということで、全道何処で発注しても、入札参加される業者が比較的、同じメンバーということで、結果には、かなりのノウハウを持つ会社だけの参加となって、競争するケースが多くなってきている。以上、塗装工事と鋼橋上部工事の2点について、お話をさせて頂きました。

次に(2)ですが、同価落札が多い地域についてですが、入札監視委員会の委員の方もご存知のとおり、総合振興局ベースでお話しますと、産業振興部では十勝で同価落札が多い状況にあります。

それから、建設管理部ベースでは、札幌・帯広という2地域については、同価落札が多いという結果になっています。

ということで、4番目にまとめという形で書いたのですが、最初にお話させて頂いたとおり、基本的には入札の金額は、受注しようとする建設業者が、それぞれの経営状況や手

持ちの機械あるいは資材の保有状況、色々なことを考えながら、金額を入れてくると思うのですが、今まで何点か話をした中で、下から4行目に書かさせて頂いていますが、入札参加者において、より精度の高い積算が可能と考えられるような状況にあるのかなという考えられるというふうに、まとめに書かさせて頂いたということです。

以上でございます。

(委員長)

ただ今の説明について、質問等は、ありませんか。

(委員)

最終的に複数の業者が同価で入れた場合、抽選で決めているんですよね。確か、抽選をシステムで決めているんですよね。

(建設部)

以前は紙で阿弥陀くじみたいな形でやっていたんですが、今は電子入札になりましたので、各業者さんが3桁の番号を決めて頂いて、抽選する形になっています。

(委員)

電子入札システムの中に抽選は組み込まれているのですね。

(建設部)

そうです。

(委員)

皆さんがいる前で抽選を行うのですか。

(建設部)

電子入札になってから、各業者が直接来て頂くことはありません。総合振興局に来て頂くことについて負担が大きいということで、電子入札を導入してから事前に入札金額を入れて頂いて、それに基づいて、例えば、建設管理部の場合、部長が入札執行官としてそこで行っています。

ただ、紙で入札を行う場合は、未だに業者に来て頂いています。

(委員長)

他にはありませんか。

(委員)

公文書開示請求等について、年々多くなってきているお話だったが、例えば、請求や問い合わせに来る相手とは、入札で参加してきた業者なのか、あるいは各地から情報を集めてアドバイスする会社なのか。

(建設部)

正規に情報公開で求めてくる方もいますし、電話等で問い合わせする方がいます。どこ

どこの会社の誰々と書いていただくと分かるんですけど、例えば、お名前だけだと特定は難しい。

ただ、我々が聞いている範囲でいくと、両方のケース、積算ソフトを作っている会社であれば、より精度を高めるために、例えば、契約が終わった後に、この入札においてはこういった部分についてはどうだったのかという質問があるというふうに聞いております。

(委員長)

他にありませんか。

(委員)

今、背景等についてご説明があり、状況としては同価落札が増える要因についても良く分かった。同価落札が9%台、千円以内だと1割を超える、これを踏まえると、どんどん増えていく状況にあると思う。積算の精度が上がっていく、情報公開が行われている、どんどん精度が上がっていき、経験則を積んでいきますので、同価落札が増える傾向にあるのは間違いない訳で、そう考えざるを得ない。

そうした時に、入札制度のあり方の問題として、この問題が是なのか非なのか、言い方がではないが、はたして、増えていきますよという状況で、ただ見ているだけのものなのか、どうなのか、それに対応した新たな仕組みを考えるべきなのか等、そういった事への考え方について教えて欲しい。単純に教えて下さい。

(建設部)

先ほど、お話をさせて頂いた時に、最低制限の金額を当てるとという言葉が妥当なのかどうか分かりませんが、その部分として積算の精度が高くなってきていることでありますが、企業として最低制限価格で入札をするという行為は別の話になると思います。

何故かという、企業は儲けがでなければ行けない訳ですから、要するに最低制限で必ず入れるかどうかは、別の問題ですが、ただ、同価する傾向にあるかもしれないとか、言えない部分があります。

平成21年度から平成22年度に急激に増加した、一つの要素としては、平成21年7月に最低制限価格の基準を概ね9割に引き上げたという部分もございますので、基本的には算式があるので、概ねでしか言えないのですが、それ以前は概ね84~5%あったものが90%に上げていますので、そこで全体が90%にシフトしてきたので、21~22年度は増えたのであろうと・・・これも調べたものではないので、そういう要因があったかなと思われるというところなんですけど、ただ、今後となると「増えるかもしれないという状況」でしか、ちょっとコメントしようがないかなと思います。

(委員)

今の話で、近年、積算ソフトの充実具合がすごいし、最近では総合評価方式の入札のシミュレーションもあると聞いているので、今後も更に精度は上がってくるだろうと思います。

その中で私が伺いたいのが、資料8ページの最低制限価格等の同価落札の状況の中で、

十勝や帯広では、極めて高い状況にある。これは今ご説明頂いたものですが、他の地域では精度が高く見積もれる条件があって、最低制限価格との同価落札を出そうと思えば、出せる状況にありながら、ゼロが続いている逆の不自然さがあるのはどうか。

これだけ正確に読めるのであれば、ゼロになることが難しいのでは。何かというと、入札参加者数も、物凄く違うのではないかと思います。同価落札になりやすい塗装・舗装の入札参加者がゼロの地域よりも多いのではないかと。もしデータがあれば教えて欲しい。

(建設部)

申し訳ありません。データは今持ってきていません。

数字は持ってきていませんが、傾向としては札幌、帯広での入札に参加する業者の数は多いかなというふうに思っていますが、ただ数字は持っていませんので、すいません。

(委員長)

他には・・・私からも質問します。

2ページの見積用参考資料でオープンとしていない積算情報の「設計者名の空白」部分については、契約締結後はオープンとなっているのか。

(建設部)

積算情報の設計者名はこれについては、公表していません。

ただし、契約締結後に開示請求があった場合は、開示していますが、こちらから公表しますという形はとっていません。

(委員長)

鋼橋上部工事に参加する会社は少ないとのことだが、全道では何社位なのか。

(建設部)

これは、道内に工場を持っていることを条件にして、その事業者は必ず入札に参加するかどうかは別として12～13者あります。

(委員長)

他に質問ありませんか。

最低制限価格等に係る同価入札状況について、色々ご意見を伺いました。

建設部の説明にありましたように、建設投資の減少の割合に比べて、建設業者数が減少していないという背景から、競争は激しくなっていることや、工事積算がしやすくなっていることなど、挙げられているが、今後、同価落札になるのをこれでいいのかという訳ではなくて、課題として取る訳で、今後も継続的に状況を把握して、当委員会としても、毎回毎回という訳ではないが、いずれは出して頂いて、継続調査をしながら、当委員会でこれでいいのかという議論を行って行きたいと思います。色々な角度で見っていくのは必要なことで、例えばゼロがいいのかとどうか、貴方の視点の言うとおり怪しいのかもしれない。そんなことで当委員会では継続してフォローして見ていきたいと思っています。

よろしいですか。

(委員)

はい。

3 平成23年度北海道入札監視委員会現地調査結果

(委員長)

それでは、次の議事を進めます。次に、議事の現地調査結果に移りますが、今回の調査に当たりまして、現地で対応いただきました関係機関の方々に、この場を借りてお礼申し上げます。

また、各委員におかれましても、極めてご多忙のところ、現地調査にご協力をいただき、ありがとうございました。それでは「平成23年度北海道入札監視委員会現地調査結果」について、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、資料4の「平成23年度北海道入札監視委員会現地調査結果」に基づきまして、説明させていただきます。

本年度の現地調査実施年月日及び調査機関については、表紙に記載のとおりです。

本年度の現地調査に各総合振興局で工事12本ほどを抽出させて頂いて、調査を行いました。また、調査に当たっては、4点のテーマを設定し、このテーマに沿って調査結果を作成しております。

1ページ目の1つめのテーマですが、「少数参加入札の要因分析と競争環境の確保に向けた対策」についてです。

こちらの方では、昨年度の現地調査において実施した「1者入札の要因分析と競争環境の確保に向けた対策について」を行い、その結果、1件において既存設備のプログラム開発者の1者のみが入札参加した案件があり、コスト及びリスク負担の部分で他者の参入が困難になっていると想定されたところであります。

本年度は制限付き一般競争入札における1者ではなく、「少数参加入札」となる要因について聞き取りを行い、参入が困難な部分を取り除くなど適正な競争環境を確保するためにテーマとしました。

調査の結果、～番の工事については、入札参加者の優位性は認められませんでした。しかし、～番の工事で、下水道の電気整備の更新については、制御システムのプログラムの一部は、当初整備した業者から力を借りなければできない状況の説明がありました。

また、公募の条件で、既存の設備と同等のもとし、3者が入札に参加したが、結果、当初、整備した会社の関連会社が落札したところですが、今回の調査の限りでは、他者より優位性があるという判断の所迄には至りませんでした。

また、この他の工事の発注においては、発注時期が冬場で施工する時期が厳しい条件など、入札参加者数が少数となった例などもありました。

このことから、入札参加可能業者が確保しやすい環境条件、つまり、発注時期の見直し等によって、入札参加者数を増やす取組などの検討が必要との意見もありました。

続いて、3ページ目の「一般競争入札の要件設定における応札可能者20者の考え方とその確認について」ですが、一般競争入札における応札可能者数は「入札契約制度の適

正化に係る取組方針」や「制限付一般競争入札実施要領の運用」に基づき、20者以上を確保する要件設定が規定されているが、公正な競争の促進を図ることを目的とし、テーマとした。

今回、 から までの工事については、その入札参加者数が低調だった部分の工事について、応募条件や応札可能者数の確認を行いました。その結果、全工事とも「制限付き一般競争入札実施要領の運用に関する取扱い」の規程により、契約の適正な履行及び競争性を確保できる範囲内において、地域要件を総合振興局とその近隣の総合振興局を範囲として、公告を行いました。全て応札可能者が20者以上を確保されている旨確認できたことから、概ね適正に執行されたと判断しているところです。

続きまして、4ページ目の「 指名選考基準の運用方法について」ですが、指名競争入札における入札参加者の指名についての基準は、北海道財務規則や指名競争入札参加者指名基準及び指名競争入札参加者指名基準運用方針により定められ、昨年度の調査の結果において、最低指名者数を下回るまで絞り込んだ後で、不足する指名業者を直近の選考基準により落とされた者の中から復活させていると想定される事例が確認されたところです。

今回、同基準及び基準運用方針に基づき適正に行われ、公正な競争を促進し、透明性を確保することを目的として、本年度のテーマに設定しました。

調査の結果、複数の選考基準により抽出し、最低指名者数を満たしていることを確認した。

続きまして、5ページ目の「 最低制限価格による競争環境の検証及び品質の確保について」ですが、昨年度では、現地調査で区画線や橋梁塗装工事において、競争が激化している状況にあることから品質を確保する観点から問題となっている事項、対策等について確認を行い、適正な工事品質を目的とし、テーマとしたところですが、本年度は、塗装工事以外の一般土木工事や農業土木工事に対象範囲を広げて調査を行ったところです。

調査の結果、最低制限価格落札が生じている十勝管内において、単価・歩掛かりの公開や競争状況を確認しました。

また、品質面について、特に問題が発生していないことを確認しました。

あと、今回、テーマ以外の意見として、発注機関で契約後に公開される入札結果一覧表の結果についてですが、その様式の中で記載されている予定価格、入札書比較価格、最低制限価格について、その価格が税込みのものか、税抜きのものかが分かりづらいことから、注釈などに税込みか税抜きの説明があればいいではないかとの意見もありました。

入札契約を行う関係者の方は直ぐに分かると思うのですが、一般の方では中々、分かりづらいものなので、少しでも分かり安いものへ改善してはとのお話がありました。

以上で現地調査の結果について報告します。

(委員長)

各現場において、委員からの補足部分について意見あればお願いします。

ありませんか。それでは、次回、第3回委員会において、抽出審議を行う予定ですので、工事案件の抽出について赤淵委員を指名するので、よろしく願いすることとします。いいですか。

(委員)

はい。

（委員長）

以上で、本日の委員会は終了しますが、事務局の方から、何かありませんか。

（事務局）

次回委員会を1又は2月に実施する方向で別途、日程調整等の打合せをさせていただきます。よろしく申し上げます。

（委員長）

それでは、これで委員会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。